

住宅用家屋 証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅 又は
認定低炭素住宅 以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 [年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 }] がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	奈良県磯城郡三宅町 大字
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
家屋番号	

年 月 日

奈良県磯城郡 三宅町長 森田 浩司

(注1) { } の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。